

答申書

事件番号令和 6 年度第 3 号

答申日令和 6 年 1 1 月 1 2 日

山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

処分庁（山形県消防補償等組合長）による山形県消防補償等組合補償条例（昭和 41 年条例第 1 号。以下「補償条例」という。）第 2 条第 2 項に基づき〇〇〇〇長が山形県消防補償等組合長（以下「処分庁」という。）に行った災害発生の報告を受けて、処分庁が令和 5 年 7 月 7 日付で公務外と認定し通知した処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人 〇〇〇〇が令和 5 年 10 月 13 日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県消防補償等組合長）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、非常勤消防団員である審査請求人が公務によりうつ状態を発症したとして、補償条例第 2 条第 2 項に基づき〇〇〇〇長が処分庁に行った災害発生 of 報告を受けて、処分庁が令和 5 年 7 月 7 日付で公務外と認定し通知した本件処分に対し、審査請求人が、この処分に係る判断理由が不明である等と主張して、処分の取り消しを求める事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

(1) 非常勤消防団員に対する公務災害補償制度について

非常勤消防団員に対する公務災害補償については、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条第 1 項は、「消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない」と規定している。

上記事務を共同処理するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定に基づき、山形県内全市町村をもって昭和 27 年 1 月に山形県非常勤消防団員公務災害補償組合（昭和 29 年 11 月に山形県市町村消防災害補償組合、昭和 39 年 5 月に山形県消防補償等組合に改称。）が設立され、昭和 27 年 1 月に山形県非常勤消防団員公務災害補償組合補償条例（昭和 32 年 2 月廃止）が制定さ

れ、以降、条例の定めにより非常勤消防団員に対する公務災害補償が行われてきた。

また、山形県消防補償等組合（以下「消防補償等組合」という。）は、昭和62年4月1日より消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第3条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、非常勤消防団員等に対する公務災害の補償を実施している。

公務災害のうち、精神疾患事案の認定手続きについては、「精神疾患等の公務上外の認定について」（平成12年6月27日消基発第170号消防基金常務理事通知。以下「精神疾患等の認定通知」という。）に基づき、契約市町村等は、様式「精神疾患等の認定調査票」により必要な調査を行ったうえで、消防基金に事前に協議することとされている。消防基金は協議された場合、専門医による医学的知見を踏まえた審査を行ったうえで、契約市町村等に公務上外の判断を回答することとしている。

契約市町村等は、消防基金の判断を踏まえたうえで審査を行い、公務上外の認定を行い、その結果を市町村長及び被災団員へ通知する。

(2) 認定基準について

精神疾患事案の場合、「公務に起因する疾病の範囲について」（平成2年消基発第119号消防基金常務理事通知）別紙9に該当する疾病として認定するためには、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」により、「精神疾患の発症前のおおむね6か月の間に公務遂行上の諸事情の重積により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること、並びに公務以外の負荷及び個体側要因により精神疾患を発症したとは認められないこと」のいずれの要件も満たしている必要がある。

上記の要件を満たしているか否かの判断は、精神疾患の公務起因性の考え方が各種災害補償制度間で基本的には異なるものではないことから、消防基金は、労働者災害補償保険制度の基準を参考に判断することとしており、消防補償等組合においても消防基金に準じて同基準を参考に判断を行っている。具体的には、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号厚生労働省労働基準局長通達、令和2年8月21日付け基発0821第4号改正）（以下「認定基準」という。）のうち、本件においては第1から第4を参考に判断を行うこととなる。

(ア) 対象疾病について

認定基準第1において、対象疾病のうち業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、主として国際疾病分類第10回修正版（以下「ICD-10」という。）のF2からF4に分類される精神障害であるとされている。

(イ) 認定要件について

認定要件については、認定基準第2において、次の1、2及び3のいずれの要件も満たす対象疾病は、業務上の疾病として取り扱うこととしている。

- 1 対象疾病を発病していること。
- 2 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- 3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

(ウ) 業務による心理的負荷の強度の判断について

上記認定要件のうち、2の「対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」とは、認定基準第4の2において、「対象疾病の発病前おおむね6か月の間に業務による出来事があり、当該出来事及びその後の状況による心理的負荷が、客観的に対象疾病を発病させるおそれのある強い心理的負荷であると認められることをいう。

このため、業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、精神障害発病前おおむね6か月の間に、対象疾病の発病に関与したと考えられる業務によるどのような出来事があり、また、その後の状況がどのようなものであったのかを具体的に把握し、それらによる心理的負荷の強度はどの程度であるかについて、別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「別表1」という。）を指標として「強」、「中」、「弱」の三段階に区分する。

なお、別表1においては、業務による強い心理的負荷が認められるものを心理的負荷の総合評価が「強」と表記し、業務による強い心理的負荷が認められないものを「中」又は「弱」と表記している。「弱」は日常的に経験するものであって一般的に弱い心理的負荷しか認められないもの、「中」は経験の頻度は様々であって「弱」よりは心理的負荷があるものの強い心理的負荷とは認められないものをいう。

具体的には次のとおり判断し、総合評価が「強」と判断される場合には、上記第2の2の認定要件を満たすものとする。

(1) 「特別な出来事」に該当する出来事がある場合

発病前おおむね6か月の間に、別表1の「特別な出来事」に該当する業務による出来事が認められた場合には、心理的負荷の総合評価を「強」と判断する。

(2) 「特別な出来事」に該当する出来事がない場合

「特別な出来事」に該当する出来事がない場合は、以下の手順により心理的負荷の総合評価を行い、「強」、「中」又は「弱」に評価する。

ア 「具体的出来事」への当てはめ

発病前おおむね6か月の間に認められた業務による出来事が、別表1の「具体的出来事」のどれに該当するかを判断する。ただし、実際の出来事が別表1の「具体的出来事」に合致しない場合には、どの「具体的出来事」に近いかを類推して評価する。

(略)

(3) 出来事が複数ある場合の全体評価

対象疾病の発病に關与する業務による出来事が複数ある場合の心理的負荷の程度は、次のように全体的に評価する。

ア (略)

イ いずれの出来事でも単独では「強」の評価とならない場合には、それらの複数の出来事について、関連して生じているのか、関連なく生じているのかを判断した上で、

- ① 出来事が関連して生じている場合には、その全体を一つの出来事として評価することとし、原則として最初の出来事を「具体的出来事」として別表1に当てはめ、関連して生じた各出来事は出来事後の状況とみなす方法により、その全体評価を行う。

具体的には、「中」である出来事があり、それに関連する別の出来事（それ単独では「中」の評価）が生じた場合には、後発の出来事は先発の出来事の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」又は「中」として全体を評価する。

- ② 一つの出来事のほかに、それとは関連しない他の出来事が生じている場合には、主としてそれらの出来事の数、各出来事の内容（心理的負荷の強弱）、各出来事の時間的な近接の程度を元に、その全体的な心理的負荷を評価する。

具体的には、単独の出来事の心理的負荷が「中」である出来事が複数生じている場合には、全体評価は「中」又は「強」となる。また、「中」の出来事が一つあるほかには「弱」の出来事しかない場合には原則として全体評価も「中」であり、「弱」の出来事が複数生じている場合には原則として全体評価も「弱」となる。」とされている。

2 処分の内容及び理由

処分庁は、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」に基づく消防基金との事前協議の結果を踏まえ、認定した事実について、認定基準別表1の「業務による心理的負荷評価表」に当てはめて審査を行った。その結果、発症前おおむね6か月の間に公務による強い心理的負荷があったとは認められないと判断し、その旨を理由として記載し、令和5年7月7日付で審査請求人に対して公務外と認定する通知を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年10月13日 審査請求人が審査請求書を提出した。

令和5年11月8日 審理員が指名された。

令和5年12月13日 処分庁より弁明書が提出された。

令和6年7月18日 審理員より審理員意見書が提出された。

令和6年8月20日 審査庁より諮問書が提出された。

令和6年8月29日 当審査会において審議を行った。

令和6年10月18日 当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分を取り消す旨の裁決を求める。

- (1) 過去6年の4月～8月の火災発生件数平均1.3件に対して、6件の発生が「中」と判断される理由が不明であり、「過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった。」に当てはまる。
- (2) ①地元の火災が多いことについて、署員や他団員より「お前が分団長になってからだ」「自分で火をつけているのではないか」と言われた、②〇〇〇〇総合防災訓練の訓練計画作成について、初めてのことでわからないのに、誰も教えてくれなかった、③〇〇〇〇の防災訓練について、担当者から打合せの日程調整を無理強いされた、④幹部会後の懇親会の開催有無について、何度も幹部に確認したが回答してもらえず、逆に叱責された、との4点について、事実確認ができないことから評価の対象とされていないが、今回の発病に関して大きく関わることであり、正しい判断を望む。
- (3) 「懇親会の段取りを幹部に伺いをたてて確認するが、ギリギリになるまで連絡がこなくて、分団員からも不満の連絡がつづき、板挟みとなった」というような事態に追い詰められた状態を再評価願う。

2 処分庁の主張の要旨

本件審査請求は棄却されることが適当である。

(1) 認定した事実

本件処分にあたっては、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」に定められた「精神疾患等の認定調査票」による調査のほか、〇〇〇〇に対して、令和4年3月15日付け山消補発第37号による調査、及び令和4年11月2日付け山消補発第145号による調査を実施しており、それぞれ、〇〇〇〇から令和4年7月1日付け総第280号及び令和4年12月6日付け総第610号により回答を得ている。更に令和4年12月6日付け総第610号の回答に対して、追加調査を実施している。

上記のとおり、〇〇〇〇に対して行った調査の結果（以下それぞれ、「精神疾患等の認定調査票」、「調査結果1」、「調査結果2」及び「追加調査結果」という。）などから、審査請求人には以下の事実が認められる。

- ① 令和3年8月17日、「うつ状態」と診断された。

(診断書)

- ② 令和3年4月に分団長に就任後、令和3年5月から火災が立て続けに発生し、対応に追われた。

(精神疾患等の認定調査票、別紙1、別紙2)

- ③ 5月16日の消火活動中に一般団員Aからホースと車両の移動を指示され、口論となった。

(調査結果2)

- ④ 5月18日の消火活動中に団員が物損事故を起こしたが、分団長には報告がなく、後日消防署からの連絡で事故を知る形となり、事故を起こした団員に代わり、分団長として謝罪と顛末書の作成を行った。後日幹部会でも注意喚起が行われた。

(精神疾患等の認定調査票、調査結果1、調査結果2)

- ⑤ 平日日中の火災が多く、会社を休まざるを得ない状況が続き、会社に対して、また分団員に対しても会社を休んで出動させることに強い罪悪感を感じていた。

(調査結果2)

- ⑥ 地元火災が連続して発生したため、団幹部のグループラインに何度もお礼とお詫びのラインを送信することとなった。

(精神疾患等の認定調査票、別紙1、調査結果2)

- (2) 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

認定した事実について、認定基準に当てはめると以下のとおりとなる。

「うつ状態」は、ICD-10のF3「気分(感情)障害」に該当するため、(1)

- ①は認定基準第2の1の「対象疾病を発病していること。」に該当する。

(1)の②から⑤については、いずれも「別表1 業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」には該当しないため、別表1の具体的出来事のどれに該当するのか判断し、心理的負荷の強度を「強」「中」「弱」の3段階に区分すると、

ア (1)の②については、調査結果2によれば、

5月14日活動時間：2時間58分

5月16日活動時間：1時間50分

5月18日活動時間：5時間48分

5月28日活動時間：2時間23分

計 12時間59分

となっており、例年よりも火災発生件数が増加したことに加え、審査請求人の担当地区での火災が頻発したため、火災出動のみならず、防火広報等の対応も必要であったことも踏まえると、別表1の項目15の「中」に例示されている「担当業務内容の変更、取引量の急増等により、仕事内容、仕事量の大きな変化(時間外労働時間数としてはおおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上となるなど)が生じた」により「中」に該当すると考えられる。

審査請求人が審査請求の理由に挙げている「過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となったにあてはまると思われる」について、仕事内容である消火活動は、消防団員としてこれまでも従事してきているものであり、これまで経験したことがない大規模な火災があった等も確認できない。また、4月から8月までの活動時間を合計しても17時間42分であり、別表1の項目15「強」に例示されている「仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増える(倍以上に増加し、1月当たりおおむね100時間以上となる)などの状況になり、その後の業務に多大な労力を費やした(休憩・休日を確認

保するのが困難なほどの状態となった等を含む)」にも該当しないことから、「強」には該当しないと考えられる。

イ (1)の③については、調査結果2及び追加調査結果によると、Aは審査請求人より年上で、団員としての経験年数も長いとされているものの、Aが審査請求人に対して職務上の明らかな優位性を有している（Aの協力が得られなければ業務の円滑な遂行が困難である等）ことは確認できないこと、Aの発言内容は消火活動の現場であれば一般的にあり得るものであり、審査請求人に対する人格否定等は確認できないこと等から、パワーハラスメントを受けたものとは認めがたい。口論は審査請求人とAとの一対一で行われ、ごく短時間で終了しており、さらに当日の一回限りでその後トラブルはなかったとされているものの、部下である副分団長の前でAから注意されたこと等を加味すると、評価表の項目33「部下とのトラブルがあった」の「中」に該当すると考えられる。

ウ (1)の④については、調査結果1によると、事故の当事者が仕事の都合により顛末書の作成が困難だったため、分団長として代理で顛末書を作成する必要性が生じたものの、審査請求人が責任を追及されたり、叱責を受けた事実は確認できなかったとされていることから、評価表の項目5「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」の「弱」に該当すると考えられる。

エ (1)の⑤については、調査結果2によると、出勤前や出勤中の招集が多くなったため数人から愚痴があったものの、強いクレームはなかったとされていることから、評価表の項目12「顧客や取引先からクレームを受けた」の「弱」に該当すると考えられる。

オ (1)の⑥については、調査結果2によると、5月は審査請求人の担当地区で火災が続いたため、本人から何度もラインを送ることになったことは認められるが、火災の鎮火後は地元の分団長からお礼とお詫びのラインを送ることが消防団の通例となっており、審査請求人だけが殊更に対応を要求されたものではないこと、グループライン上でパワーハラスメントに該当するような言動はなかったとされていることから、評価表の項目5「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」の「弱」に該当すると考えられる。

カ その他、審査請求人が審査請求の理由に挙げている、

- ・ 地元の火災が多いことについて、署員や他団員より「お前が分団長になってからだ」「自分で火をつけているのではないか」と言われた。
- ・ ○○○○総合防災訓練の訓練計画作成について、初めてのことで分からないのに誰も教えてくれなかった。
- ・ ○○○○の防災訓練について、担当者から打合せの日程調整を無理強いされた。
- ・ 幹部会後の懇親会の開催有無について、何度も幹部に確認したが回答してもらえず、逆に叱責された。

といった出来事については、調査結果1によると、事実確認ができなかったことから、評価することができない。

キ 同じく審査請求書に記載されている、

- ・ 懇親会の段取りを幹部に伺いをたてて確認するが、幹部からギリギリになるまで連絡がこなくて、団員からも不満の連絡が続き板挟みとなった。

という出来事については、懇親会の段取り、日程調整等は分団長等の立場であれば通常の役割であり、調査結果2によると、その中で特に幹部からの叱責や団員からの強いクレームがあった等の事実が確認できないとのことから、評価の対象としていない。

以上のことから、本件では心理的負荷が「強」となる出来事がないため、二つある「中」の出来事（ア、イ）を全体評価することとなるが、アにおける仕事量、イにおけるトラブルが当日一回限りであること、消防基金の専門医の医学的知見を踏まえた判断と合わせると、全体評価として「強」とまでは評価しがたく、「中」にとどまると考えられる。

以上の理由から、審査請求人が「うつ状態」を発症した本事案については、認定基準第2の1「対象疾病を発病していること。」には該当するが、認定基準第2の2「対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。」には該当しないことから、公務外と判断し、その旨の通知を行ったものである。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に違法又は不当とすべき事実は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見の理由

(1) 認定した事実

処分庁が〇〇〇〇に対して行った調査の結果「精神疾患等の認定調査票」、「調査結果1」、「調査結果2」及び「追加調査結果」などから、審査請求人には以下の事実が認められる。

ア 審査請求人は、令和3年7月頃に「うつ状態」を発症した。

(精神疾患等の認定調査票)

イ 「うつ状態」を発症する前のおおむね6か月間の消防団活動については、次のとおりである。

(ア) 令和3年1月から3月は、担当地区の火災は1件であったが、令和3年4月1日付けで分団長に就任後、令和3年4月に1件、5月に4件の火災が立て続けに発生し、対応に追われた。

(精神疾患等の認定調査票、別紙1、別紙2)

(イ) 5月16日の消火活動中に一般団員Aからホースと車両の移動を指示され、口論となった。

(調査結果 2、追加調査結果)

(ウ) 5月18日の消火活動中に団員が物損事故を起こしたが、分団長であった審査請求人には報告がなく、後日消防署からの連絡で事故を知る形となり、事故を起こした団員に代わり、分団長として謝罪と顛末書の作成を行った。後日幹部会でも注意喚起が行われた。

(精神疾患等の認定調査票、調査結果 1、調査結果 2)

(エ) 地元火災が連続して発生したため、団幹部のグループラインに何度もお礼とお詫びのラインを送信することとなった。

(精神疾患等の認定調査票、別紙 1、調査結果 2)

(オ) 毎年実施される〇〇〇〇総合防災訓練の担当分団の年にあたったため、企画、計画書の作成、場所の確保、各分団部長会での打合せなどに対応する必要があった。

(精神疾患等の認定調査票、調査結果 1)

ウ 当該疾病を診断した医療機関の診療録には「ストレスをやり過ぎたりかわすことが出来なかったが故の症状化」などと記録されている。

(2) 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

審査請求人が「うつ状態」を発症する前のおおむね6か月の間に認められた消防団活動について、認定基準第4の2により判断・当てはめを行うと次のとおりとなる。

ア 上記2(1)審理員が認定した事実イ(ア)の出来事(火災が立て続けに発生した件)について

精神疾患等の認定調査票別紙1及び別紙2によると、審査請求人が所属する第5分団の管轄地区における平成27年から令和2年までの、1月から8月の火災発生件数の平均は1.2件であるところ、令和3年は7件の火災が発生し、特に5月は1週間に3件の火災が発生している。また、消火活動時の負担が大きく、活動時間も長時間となる建物全焼火災が3件、うち5月に2件が発生していることが認められるものの、令和3年1月から8月に発生した火災について、過去に例がない大規模な火災が発生したことは確認できず、火災が集中した4月から8月の活動時間の合計は17時間42分である。

以上により認定基準別表第1により当てはめを行うと、処分庁の主張のとおり、具体的出来事の15「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と判断される。

イ 上記2(1)審理員が認定した事実イ(イ)の出来事(団員と口論になった件)について

調査結果2及び追加調査結果によると、団員Aは審査請求人より年長で団員としての経験年数も長いものの審査請求人に対して職務上の明らかな優位性を有していることは確認できず、Aの発言内容は消火活動の現場で一般的にあり得るものであり、審査請求人に対する人格否定等は確認できない。また、口論は一対一で行われ、ごく短時間で終了しており、当日の一回限りで

その後のトラブルはなかったとされている。

以上により認定基準別表第1により当てはめを行うと、処分庁が主張するとおり、具体的出来事の33「部下とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と判断される。

ウ 上記2(1)審理員が認定した事実イ(ウ)の出来事(物損事故が発生した件)について

精神疾患等の認定調査票、調査結果1及び調査結果2によると、事故当事者である団員が仕事の都合により顛末書の作成が困難だったため、分団長として代理で顛末書を作成する必要が生じたものの、審査請求人が責任を追及されたり、叱責を受けた事実は確認できない。

以上により認定基準別表第1により当てはめを行うと、処分庁が主張するとおり、具体的出来事の5「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」に該当し、心理的負荷の強度は「弱」と判断される。

エ 上記2(1)審理員が認定した事実イ(エ)の出来事(何度もお礼とお詫びのグループラインを送信した件)について

調査結果2及び追加調査によると、火災の鎮火後は地元の分団長からお礼とお詫びのラインを送ることが消防団の通例となっており、審査請求人だけが殊更に対応を要求されたものではないこと、グループライン上でパワーハラスメントに該当するような言動はなかったとされていることから、処分庁が主張するとおり、具体的出来事の5「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」の「弱」と判断される。

オ 上記2(1)審理員が認定した事実イ(オ)の出来事(〇〇〇〇の総合防災訓練の担当分団となった件)について

精神疾患等の認定調査票及び調査結果2によると、〇〇〇〇の防災訓練に係る担当分団としての活動については、各分団長会への出席が4回で計8時間、〇〇〇〇の訓練計画作成作業を行った日が5月から7月にかけて4日あったことが確認される。

また、調査結果1によると、前年度の総合防災訓練がコロナ禍で中止となり2年ぶりの開催となったため、前年度からの引き継ぎがうまく行われなかった可能性はあるものの、担当分団長に係る負担自体は例年通りであったとされている。

以上により認定基準別表第1により当てはめを行うと、具体的出来事の15「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の強度は「弱」と判断される。

カ その他

処分庁が認定した事実として挙げている第4の2(1)⑤「平日日中の火災が多く、会社を休まざるを得ない状況が続き、会社に対して、また分団員に対しても会社を休んで出勤させることに強い罪悪感を感じていた。」については、調査結果2及び追加調査結果によると、出勤前や出勤中の招集が多くな

ったため数人から愚痴があったものの、審査請求人が勤める会社又は分団員から、会社を休まなければならないことに関して、審査請求人に対し、強いクレームがあった等の具体的な出来事は特段確認されないことから、評価の対象とはならない。

また、審査請求人が審査請求の理由として挙げている①地元の火災が多いことについて、署員や他団員より「お前が分団長になってからだ」「自分で火をつけているのではないか」と言われた、②〇〇〇〇総合防災訓練の訓練計画作成について、初めてのことでわからないのに、誰も教えてくれなかった③〇〇〇〇の防災訓練について、担当者から打合せの日程調整を無理強いされた、④幹部会後の懇親会の開催有無について、何度も幹部に確認したが回答してもらえず、逆に叱責された、ことについて事実確認はできていないものの、同様に当てはめを行うと次のとおりとなる。

- ① 地元火災が多いことについて、署員や他団員より「お前が分団長になってからだ」「自分で火をつけているのではないか」と言われたことについては、具体的出来事5「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」の「弱」、あるいは、具体的出来事30「同僚等から、暴行またはいじめ、嫌がらせを受けた」の「弱」と判断される。
- ② 防災訓練計画作成について教えてもらえなかったことについては、具体的出来事としては、8「達成困難なノルマが課された」、あるいは15「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」に該当すると考えられるものの、調査結果1によれば、担当分団長に係る負担は例年通りとされていることから、その強度は「弱」にも当たらないと判断される。
- ③ 防災訓練の打合せ日程を無理強いされたことについては、具体的出来事8「達成困難なノルマが課された」に該当すると考えられるものの、精神疾患等の認定調査票別紙1によれば、〇〇〇〇の防災訓練の打合せを平日の日中とするよう依頼されたものであり、その強度は「弱」にも当たらないと判断される。
- ④ 幹部会後の懇親会の日程調整について無視、叱責されたことについては、具体的出来事32「同僚とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の強度は「弱」と判断される。

また、審査請求人は、懇親会の日程調整について、「幹部からギリギリになるまで連絡がこなくて、団員からも不満の連絡が続き板挟みとなったというような事態に追い詰められた状態を再評価していただきたい」と主張するが、具体的出来事32に該当すると考えられるものの、精神疾患等の認定調査票別紙1及び調査結果1によれば、幹部からの叱責や団員からの強いクレームがあった等の事実が確認できないことから、その強度は「弱」にも当たらないと判断される。

以上のとおり、審査請求人が「うつ状態」を発症する前のおおむね6か月の

間に認められた消防団活動については、心理的負荷の強度「中」である出来事が二つあることから、認定基準第4の2(3)イを参考に評価を行う。

最初の出来事(審理員が認定した事実イ(ア)、立て続けに火災が発生し、対応に迫られたこと)を「具体的出来事」として別表1に当てはめ、関連して生じた出来事(審理員が認定した事実イ(イ)、消火活動中に一般団員と口論になったこと)は先発の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」又は「中」として全体を評価することになるが、後発の出来事は先発の出来事を考慮しても「強」には当たらず、全体評価として「中」に留まると判断される。

このほか、「弱」である出来事が複数生じているが、その場合は原則として全体評価も「弱」となることとされていることから、全体評価を「中」とする上記判断に影響しない。

なお、医療機関の診療録に「ストレスをやり過ぎたりかわすことが出来なかったが故の症状化」と記録されている内容からも、今回の発病に関しては、公務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められるとは言えず、また、消防基金においても、専門医による医学的知見を踏まえて、公務外と判断している。

以上のとおり、審査請求人が発症した「うつ状態」については、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」に定める「精神疾患の発症前のおおむね6か月の間に公務遂行上の諸事情の重積により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること」との要件を満たさず、公務に起因するものとは認められない。

(3) 認定手続きについての判断

本件の認定手続きについて、第3の1「関係法令等の定め」に記載のとおり、補償条例及び施行規則に基づく市町村長による災害発生報告、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」に基づく調査及び事前協議等の所要の手続きを経ていること、本件処分に係る通知には、判断の理由を記載していることが認められることから、公務上外の認定手続きに違法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 考え方及びその理由

審理員意見書と同旨である。

第7 審査会の判断

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

2 論点整理

審査請求人は、診断書等から令和3年7月頃に「うつ状態」となったと認められることから、これが公務に起因するものであるか否かについて、すなわち「うつ状態」発症前おおむね6か月の間に、公務による強い心理的負荷が認められるか否かについて判断する必要がある。

また、本件公務災害認定を行う上での認定手続きについて、第3の1「関係法令等の定め」に記載のとおり、補償条例及び施行規則ほか消防基金協議通知等の定めるところにより適正に行われたか、合わせて判断する必要がある。

3 本件処分について

(1) 公務上外についての判断

ア 認定基準の適用について

本件の認定にあたっては、第3の1(2)に記載のとおり、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」により、「精神疾患の発症前のおおむね6か月の間に公務遂行上の諸事情の重積により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること、並びに公務以外の負荷及び個体側要因により精神疾患を発症したとは認められないこと」のいずれの要件も満たしている必要がある。このうち、前段の要件である「強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること」の判断については、処分庁は、消防基金に準じて、労働者災害補償保険制度の認定基準を参考に判断を行うこととしており、本件については第1から第4を参考に判断を行うとしている。

ここで、認定基準は第1から第9により構成されているところ、第9の複数業務要因災害について、本件における適用関係が当審査会において調査審議された。労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第2項によれば、「国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。」とされており、国家公務員や地方公務員（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）は、同法の適用除外となることから、特別職の地方公務員である非常勤消防団員を対象とする本件においては、同法第7条第1項第2号により規定される複数業務要因災害は、適用されない取扱いであることが認められる。

このほか、認定基準第5から第8についても、本件では該当しないことが明らかであり、処分庁が認定基準第1から第9のうち、第1から第4を参考に判断を行うこととしている点について、不合理な点は認められない。

イ 認定した事実

処分庁が〇〇〇に対して行った調査結果である「精神疾患等の認定調査

票」、「調査結果1」、「調査結果2」及び「追加調査結果」並びに主治医の診断書により、上記第5の2(1)の審理員が認定した事実については、当審査会においても事実として認定する。

ウ 論点に対する判断

認定基準第2認定要件の1「対象疾病を発病していること」について、審査請求人が発症した「うつ状態」は、消防基金の専門医の医学的知見によれば、認定基準第1が定める対象疾病のうち、ICD-10のF3「気分(感情)障害」に該当するとされ、要件を満たすことが認められる。

次に、認定基準第2認定要件の2「対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」について、審査請求人が「うつ状態」を発症する前のおおむね6か月の間に認められた消防団活動における出来事について検討を行う。

上記第5の2(1)の審理員が認定した事実イ(ア)の出来事(立て続けに火災が発生し、対応に追われたこと)については、別表1の具体的出来事に当てはめると、15「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」に類するものと認められる。審査請求人は「過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった」にあてはまる旨を主張しているが、仕事内容である消火活動は、消防団員としてこれまでも従事してきているものであり、これまで経験したことがない大規模な火災があったなどの事実も確認されないことから、心理的負荷の強度は「強」には当たらない。また、4月から8月までの消火活動時間の合計は17時間42分であり、活動時間による評価を行うと、心理的負荷の強度は「中」には当たらないが、連続して発生した火災現場での活動であることを考慮して、心理的負荷の強度は、「中」と判断される。

上記第5の2(1)の審理員が認定した事実イ(イ)の出来事(消火活動中に一般団員と口論になったこと)については、審理員意見書のとおり、別表1の具体的出来事の33「部下とのトラブルがあった」に類すると認められ、心理的負荷の強度は「中」と判断される。

上記第5の2(1)の審理員が認定した事実イ(ウ)の出来事(物損事故が発生したこと)、(エ)の出来事(何度もお礼とお詫びのグループラインを送信したこと)、及び(オ)の出来事(〇〇〇〇の総合防災訓練の担当分団として対応する必要があったこと)については、審理員意見書のとおり、いずれも「弱」と判断される。

以上により、審査請求人が「うつ状態」を発症する前のおおむね6か月の間に認められた消防団活動における出来事には、心理的負荷の強度「中」である出来事が二つあることから、認定基準第4の2(3)イを参考に全体評価を行うこととなる。

最初の出来事(審理員が認定した事実のイ(ア)立て続けに火災が発生し、対応に追われたこと)を「具体的出来事」として別表1に当てはめ、関連して生じた出来事(審理員が認定した事実のイ(イ)消火活動中に一般団員と口論になったこと)は先発の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」

又は「中」として全体を評価することになるが、後発の出来事は先発の出来事を考慮しても「強」には当たらず、全体評価として「中」に留まると判断される。

このほか、「弱」である出来事が複数生じているが、その場合は原則として全体評価も「弱」となることとされていることから、全体評価を「中」とする上記判断に影響しない。

加えて、医療機関の診療録に「ストレスをやり過ぎたりかわすことが出来なかったが故の症状化」と記録されている内容からも、今回の発病に関しては、公務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められるとは言えず、また、消防基金においても専門医による医学的知見を踏まえて、公務外と判断している。

以上のとおり、審査請求人が発症した「うつ状態」については、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」に定める「精神疾患の発症前のおおむね6か月の間に公務遂行上の諸事情の重積により強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと医学的に認められること」との要件を満たさず、公務に起因するものとは認められない。

なお、「公務以外の負荷及び個体側要因により精神疾患を発症したとは認められないこと」の要件については、検討することを要しない。

(2) 認定手続きについての判断

本件の認定手続きについては、第3の1「関係法令等の定め」に記載のとおり、補償条例及び施行規則に基づく市町村長による災害発生報告、消防基金通知「精神疾患等の認定通知」に基づく調査及び事前協議等の所要の手続きを経ていること、本件処分に係る通知には、判断の理由を記載していることが認められることから、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫